

2月19日(日)は 住民投票の投票日です

「大釜における産業廃棄物最終処分場建設の賛否を問う住民投票実施」の請求があり、この住民投票が以下のとおり実施されます。

■投票の日時および場所

【投票日】 2月19日(日)

【時間】 7時から19時まで(一部の投票所は18時まで。なお、投票時間は輪島市住民投票条例の規定により市長・市議会議員選挙の例によります。詳しくは、最終面の投票区・投票所の一覧と投票所の閉鎖時刻でお確かめください。)

【場所】 投票日当日は、投票所入場券に記載されている投票所以外では投票できません。入場券で投票所を確認してください。

■住民投票とは

輪島市自治基本条例に基づき、市政に関する重要事項について、住民投票により市民の意思を市政に反映させるため、現行の間接民主制による地方自治制度を補完する制度として、輪島市では、平成20年度から住民投票の制度を定めています。

輪島市では、市民、議会、市長においてそれぞれが住民投票を請求または発議することができます。

なお、住民投票の結果に法的な拘束力はなく、市民、市議会および市長は、住民投票の結果を最大限尊重するものとされています。

■住民投票の実施

輪島市自治基本条例では、市議会議員および市長の選挙権を有する方(投票資格者)の総数の6分の1以上の有効な署名をもって、住民投票の実施を請求できるとされており、市民による署名活動により集められた署名簿が平成28年12月5日に選挙管理委員会に提出され、審査の結果、有効署名総数8,185人と投票資格者の6分の1以上の署名が集まり、平成29年1月4日に請求があったことから、住民投票の実施が決定されました。

■住民投票実施の請求の要旨

住民投票実施請求代表者から提出された住民投票実施の請求の要旨は次のとおりです。

大釜における産業廃棄物最終処分場建設に対し、過去10年間市議会、検討委員会や市区長会長会等が反対表明してきたが、平成28年6月の市議会において建設容認とも受け止められる議案を賛成多数で可決したため、住民の賛否を問いたく請求します。

※住民投票実施請求代表者から提出された住民投票実施請求書に記載されている要旨の原文をそのまま掲載しています。

■投票用紙への記入方法

良いと思う選択肢の上の「○を書く欄」に○を書いてください。

大釜における産業廃棄物最終処分場建設に
はんたい
反対の場合

○	○ を書 く欄	○ を書 く欄	○ を書 く欄
大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 反対	大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成	大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成	大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成

平成二十九年二月十九日執行
大釜における産業廃棄物最終処分場建設の賛否を問う住民投票
輪島市選挙管理委員会之印

(注) 一 あなたが良いと思う選択肢の上の○を書く欄に○を書いてください。
二 ○のほかは何も書かないでください。

大釜における産業廃棄物最終処分場建設に
さんせい
賛成の場合

○	○ を書 く欄	○ を書 く欄	○ を書 く欄
大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成	大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成	大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成	大釜における産業廃棄物最終処分場建設に 賛成

平成二十九年二月十九日執行
大釜における産業廃棄物最終処分場建設の賛否を問う住民投票
輪島市選挙管理委員会之印

(注) 一 あなたが良いと思う選択肢の上の○を書く欄に○を書いてください。
二 ○のほかは何も書かないでください。

■投票できる方

平成11年2月20日以前に生まれた方で、平成28年11月11日までに輪島市に転入しその届出をし、引き続き住民基本台帳に記載され市内に住所のある方

※外国籍の方など公職選挙法の規定により選挙権を有していない方は、投票することができません。

■投票所入場券

入場券は2月12日以降に郵送されますので、投票の際には、入場券に記載されている投票所へ、自分の名前が記載されている入場券をお持ちください。また、期日前投票にもお持ちください。※入場券をお忘れになっても投票できます。投票所の受付係にお申し出ください。

■期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの予定があつて、投票所へ行くことができない方は、次のどの場所でも期日前投票ができます。

○輪島市役所3階大会議室

2月13日(月)～18日(土) 8時30分～20時

○門前総合支所1階中会議室および町野多目的集会施設1階会議室

2月13日(月)～18日(土) 8時30分～19時

○舳倉島水産荷捌き所2階漁具倉庫

2月14日(火) 11時～13時30分 ※悪天候のときは、順延されることがあります。

■不在者投票

病院・施設などに入院・入所中の方、体の不自由な方などは、不在者投票制度があります。
※一定の要件があります。

■点字投票・代理投票

視覚に障害のある方は、点字で投票することができます。
また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。
各投票所でお申し出ください。

■住民投票運動

住民投票運動とは特定の選択肢を選択するように、またはしないように勧誘する行為のことです。

なお、次の事項は条例で制限されています。

- ・投票管理者の住民投票運動
- ・不在者投票管理者の業務上の地位を利用した住民投票運動
- ・買収、強迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、または干渉する行為
- ・市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- ・投票日当日の住民投票運動

■開票日時および場所

【開票日時】

2月19日(日) 21時から

【開票場所】

輪島市農民研修センター301会議室(輪島市文化会館 3階小ホール)

■開票作業

輪島市住民投票条例第21条の規定により、投票者の総数が住民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、住民投票は不成立となり、開票作業その他の作業は行いません。

■住民投票における請求内容文書および請求事案に係る行政資料の縦覧について

輪島市住民投票条例第17条第2項の規定により、次のとおり行政資料等について縦覧を行います。どなたでも縦覧ができます。

【期 間】

2月12日(日)~18日(土)

【場 所】

輪島市役所 3階 総務課

【時 間】

8時30分~17時

■投票区・投票所の一覧と投票所の閉鎖時刻

投票区	投票所	投票所の閉鎖時刻
第1投票区	輪島市役所1階玄関ホール	19:00
第2投票区	輪島市ふれあい健康センター1階検診ホール	
第3投票区	輪島市立鳳至小学校体育館	
第4投票区	輪島市立鳳至公民館講習室	
第5投票区	輪島市立港公民館和室	
第6投票区	輪島市立大屋公民館集会室	
第7投票区	輪島市光浦多目的集会施設和室	
第8投票区	旧輪島市立二俣小学校職員室	
第9投票区	旧輪島市立滝又小学校教室	18:00
第10投票区	上大沢集会所和室	
第11投票区	輪島市立西保公民館会議室	
第12投票区	下山集会所和室	
第13投票区	輪島市立河原田小学校体育館	19:00
第14投票区	輪島市立河原田公民館集会室	
第15投票区	輪島市立三井保育所遊戯室	
第16投票区	洲衛集会所和室	18:00
第17投票区	石川県奥能登総合事務所1階入札室	
第18投票区	仁行集会所和室	
第19投票区	市ノ坂地域交流センター広間	19:00
第20投票区	輪島市立鵠巣小学校体育館ミーティング室	
第21投票区	輪島市立鵠巣公民館和室	
第22投票区	輪島市立南志見公民館研修室	
第23投票区	名舟町集会所大広間	
第24投票区	輪島市ふるさと体験実習館研修室	
第25投票区	石川県輪島水泳プールミーティング室	
第26投票区	金蔵集会所和室	18:00
第27投票区	旧輪島市立東小学校体育館	
第28投票区	輪島市町野多目的集会施設1階会議室	
第29投票区	輪島市役所門前総合支所1階中会議室	19:00
第30投票区	輪島市門前保健センター研修ホール	
第31投票区	輪島市立諸岡公民館大集会室	
第32投票区	輪島市立黒島公民館会議室	
第33投票区	下本郷地区集会所集会室	
第34投票区	輪島市立本郷公民館集会室	
第35投票区	上本郷地区集会所集会室	
第36投票区	輪島市立浦上公民館多目的ホール	18:00
第37投票区	皆月地区多目的集会所研修会議室	
第38投票区	五十洲集会所	
第39投票区	輪島市立劔地公民館大研修室	19:00
第40投票区	JAおおぞら仁岸ふれあいセンター	18:00
第41投票区	輪島市立阿岸公民館会議室	19:00
第42投票区	小山地区集会所集会室	18:00

この広報は、輪島市住民投票条例第17条第1項の規定に基づき発行しています。

発行 輪島市役所 総務課